

地域と税の情報誌

あや

No.212
2026

夏

【特集】 四谷法人会 2026



 公益社団法人
四谷法人会

URL <http://www.yotsuya-houjinkai.or.jp>

みなみもとまち公園
わせだ新宿百景

【特集】四谷法人会 2026

公益社団法人四谷法人会 第16回通常総会開催される



株主四谷税務署長



山田会長



新宿区社会福祉協議会から感謝状授与



小野新宿税務事務所長



来賓の登壇



会長、副会長、監事



新理事の渡江 隆 氏

総会に引き続き行われた第二部懇親会は、今井厚生共益事業委員の司会ではじまり、山田会長の挨拶の後、新宿区社会福祉協議会へ寄付金の寄贈を行ない、同協会からの感謝状を宮崎事務局長からいただき、四谷税務署千原副署長のご発声で乾杯が行われました。

ご来賓の方々、会員相互の懇親の輪が広がり、松下副会長の音頭で中締めとなりました。

副会長より報告がありました。その後、決議事項の第1号議案として第十五期（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）貸借対照表、正味財産増減計算書、同附属明細書及び財産目録承認の件が、中野副会長から上程された後、審議の結果、原案通り可決承認されました。

次に、第2号議案理事補選の件が上程され原案通り承認されました。これをもって全ての議案の審議を終了しました。そして四谷税務署種草署長、新宿都税事務所小野所長からご祝辞をいただき、高野副会長の閉会の言葉で、無事、総会は終了いたしました。

続いて、報告事項の第十五期（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）事業報告の件が内原副会長より、第十六期（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）事業計画書の件が太田副会長より、同収支予算書の件が中野

副会長より報告がありました。続いて、決議事項の第十五期（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）事業報告の件が内原副会長より、第十六期（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）事業計画書の件が太田副会長より、同収支予算書の件が中野

副会長より報告がありました。続いて、決議事項の第十五期（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）事業報告の件が内原副会長より、第十六期（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）事業計画書の件が太田副会長より、同収支予算書の件が中野

地域と税の情報誌 よや 夏 2026

もくじ よや 第212号

■【特集】 四谷法人会 2026	2
四谷法人会第16回通常総会開催される	4
■ 税務のポイント	8
四谷税務署からのお知らせ	8
新宿都税事務所からのお知らせ	10
■ 四谷法人会会員のひろば	11
四谷法人会に加入しませんか	11
喜業訪問 第110回●株式会社八千代	12
四谷法人会トピックス	14
4部会の総会が開催されました	16
事業活動報告	17
新人会員名簿●3月～6月	17
四谷法人会からのお知らせ	18
■ 地域の話・くらしの知識	19
よや健康お助け隊●夏バテ対策	19
法律問答あれやこれや	20
第48回●法律相談におけるAIの使い方	20
面白発明にチャレンジしよう	21
第99回●タイリスト	21
四谷・牛込あの日、あそこ	22
第9回●於宮稲荷田宮神社、再建される	22

表紙：新宿区立みなもとまち公園
わせだ新宿百景 No.45
四ツ谷駅南を青山方面へ進み、学習院初等科
を過ぎたところの右側に広がる、幅広い年齢層
の方々が利用できる公園です。



第16回通常総会で 令和8年度事業計画を報告

公益社団法人四谷法人会は、6月19日に開催された第16回通常総会で、令和8年度事業計画を報告しました。
その重点事項として、①組織の強化と会活動の重点方針②事業内容の充実③広報活動の充実をあげ、「税を巡る諸環境の整備改善を図るための事業」、「納税意識の高揚を目的とする事業」、「税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業」、「地域の経済社会環境の整備改善を図るための事業」が行われるとともに、会員のための福利厚生事業、会員相互の親睦・異業種交流に関する事業等が展開されます。

令和8年度活動の方針

公益社団法人四谷法人会
会長 山田 伸一

最近の我が国の経済は、長期にわたるデフレを脱却し、食料品価格の上昇はあるものの、ここ3年連続の賃上げによる個人消費や底堅い企業収益に支えられた設備投資から緩やかな成長を持続していました。
令和8年度も、景気の見通しとしては、当初、引き続き国内需要中心の緩やかな成長が持続すると見込まれていました。しかし、米国・イスラエルのイラン攻撃の発生により中東情勢の見通しが困難となったことから、今後、エネルギー価格高騰による物価上昇が経済全体にどれほどの悪影響を与えるかが、

大きな問題となっています。
企業としては、長期にわたる給与アップやイラン攻撃によるエネルギー価格の高騰への対応が重要な課題となっています。

加えて、企業経営においては、長期にわたる経済停滞の閑先送りによってきた構造的な諸課題について、本格的に取り組む必要に迫られています。すなわち、①人手不足、雇用の流動化等に対する雇用対策の検討②企業経営効率化、生産性向上のための投資の検討、特に、IT化に向けた対応③研究開発費を投じての新技術、新製品の開発、さらには、業態の大幅転換の検討等の諸課題に直面しています。

このような背景の下での当会の令和7年度の事業活動は、会活動のより一層の活性化に努めました。特に、前年度税制改正事項、すなわち、所得税における基礎控除（103万の壁）の引上げ、給与所得控除の最低保証額の引上げ、大学生時代の子の親への特別控除（特定扶養控除）の創設、や中小企業経営強化税制の拡充、非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予の抜本的拡充等について、情報提供、研修に努めました。会員の皆様、役員のご協力及び事務局の努力等により、厳しい環境下にもかかわらず会活動の一層の維持強化を図ることができました。

本年度も、税知識の普及、適正な申告納税の推進、納税意識の高揚を基本に、会員への様々な情報提供による支援、会員間の情報交換の強化、会員の親睦を目指して、できる限り、会活動の活発化、推進に努めます。

具体的には、公益法人としての税務に係る研修会の開催、税情報の提供、適正な申告納税の推進等を最優先とします。さらに、会員皆様方の企業経営等に資する研修会の開催、情報提供に努めるとともに、会員間の互助活動にも重点を置くこととします。

そのために、従来からの当会の事業活動の内容、実施方法について、会員の皆様、役員、事務局との間で適切な情報交換を行い、できる限り創意工夫をはかり改善・対応していくこととします。そして、会員の皆様の一層の協力、結束をはかることにより会員の拡大を目指します。

なお、青年部会、女性部会、法人会の中核として、会活動の活性化、後継者の育成に積極的に取り組む存在であります。従来以上にその性格を生かして事業活動を積極的に企画、推進していくこととします。





●税を巡る諸環境の整備改善を図るための事業

1 新設法人説明会
(年6回、2ヶ月ごとに開催)

2 決算法人説明会(原則毎月1回開催)

3 法人税申告書の書き方講座
(全9回の連続講座)

4 法人税実務基礎講座
源泉部会税務研修会(年10回の予定)

5 支部税務研修会

6 支部税務研修会

7 支部税務研修会

8 支部税務研修会

9 支部税務研修会

10 支部税務研修会

11 支部税務研修会

●税制改正の提言(会員及び一般から税制に関する意見要望を取りまとめ、全国法人会総連合へ上申し、全国大会への参加)

1 全国青年の集いへの参加

2 全国女性フォーラムへの参加

●地域の経済社会環境の整備改善を図るための事業

1 経営実務研修会、講演会の開催

2 各種事業に向けた補助金、補助金への対応

3 地域社会への貢献を目的とする事業

4 新設シテイハイパーマラソンへの参加

5 地球温暖化対策並びに地震対策への取り組み

6 特別講演会の開催

7 福祉施設への未使用タールの寄付

8 地域イベントへの参加

9 救済講習会への参加

●税を巡る諸環境の整備改善を図るための事業

1 新設法人説明会
(年6回、2ヶ月ごとに開催)

2 決算法人説明会(原則毎月1回開催)

3 法人税申告書の書き方講座
(全9回の連続講座)

4 法人税実務基礎講座
源泉部会税務研修会(年10回の予定)

5 支部税務研修会

6 支部税務研修会

7 支部税務研修会

8 支部税務研修会

9 支部税務研修会

10 支部税務研修会

11 支部税務研修会

●税制改正の提言(会員及び一般から税制に関する意見要望を取りまとめ、全国法人会総連合へ上申し、全国大会への参加)

1 全国青年の集いへの参加

2 全国女性フォーラムへの参加

●地域の経済社会環境の整備改善を図るための事業

1 経営実務研修会、講演会の開催

2 各種事業に向けた補助金、補助金への対応

3 地域社会への貢献を目的とする事業

4 新設シテイハイパーマラソンへの参加

5 地球温暖化対策並びに地震対策への取り組み

6 特別講演会の開催

7 福祉施設への未使用タールの寄付

8 地域イベントへの参加

9 救済講習会への参加

●税を巡る諸環境の整備改善を図るための事業

1 新設法人説明会
(年6回、2ヶ月ごとに開催)

2 決算法人説明会(原則毎月1回開催)

3 法人税申告書の書き方講座
(全9回の連続講座)

4 法人税実務基礎講座
源泉部会税務研修会(年10回の予定)

5 支部税務研修会

6 支部税務研修会

7 支部税務研修会

8 支部税務研修会

9 支部税務研修会

10 支部税務研修会

11 支部税務研修会

●税制改正の提言(会員及び一般から税制に関する意見要望を取りまとめ、全国法人会総連合へ上申し、全国大会への参加)

1 全国青年の集いへの参加

2 全国女性フォーラムへの参加

●地域の経済社会環境の整備改善を図るための事業

1 経営実務研修会、講演会の開催

2 各種事業に向けた補助金、補助金への対応

3 地域社会への貢献を目的とする事業

4 新設シテイハイパーマラソンへの参加

5 地球温暖化対策並びに地震対策への取り組み

6 特別講演会の開催

7 福祉施設への未使用タールの寄付

8 地域イベントへの参加

9 救済講習会への参加

令和8年度事業計画

●税を巡る諸環境の整備改善を図るための事業

1 新設法人説明会
(年6回、2ヶ月ごとに開催)

2 決算法人説明会(原則毎月1回開催)

3 法人税申告書の書き方講座
(全9回の連続講座)

4 法人税実務基礎講座
源泉部会税務研修会(年10回の予定)

5 支部税務研修会

6 支部税務研修会

7 支部税務研修会

8 支部税務研修会

9 支部税務研修会

10 支部税務研修会

11 支部税務研修会

●税制改正の提言(会員及び一般から税制に関する意見要望を取りまとめ、全国法人会総連合へ上申し、全国大会への参加)

1 全国青年の集いへの参加

2 全国女性フォーラムへの参加

●地域の経済社会環境の整備改善を図るための事業

1 経営実務研修会、講演会の開催

2 各種事業に向けた補助金、補助金への対応

3 地域社会への貢献を目的とする事業

4 新設シテイハイパーマラソンへの参加

5 地球温暖化対策並びに地震対策への取り組み

6 特別講演会の開催

7 福祉施設への未使用タールの寄付

8 地域イベントへの参加

9 救済講習会への参加

公益社団法人四谷法人会 令和7年度 会計報告				
貸借対照表				
令和7年3月31日現在				
科目	当年度	前年度	増減	備考
1 資産の部	9,294,220	13,192,346	(3,898,126)	
2 負債の部	22,113,020	21,975,289	137,731	
(1) 短期負債	11,430,000	11,144,103	285,897	
(2) 中期負債	10,683,020	10,831,186	(148,166)	
3 純資産の部	71,171,200	35,177,057	35,994,143	
4 繰越剰余金	521,152	1,038,170	(517,018)	
5 繰越剰余金	202,000	244,100	(42,100)	
6 繰越剰余金	242,452	1,851,277	(1,608,825)	
7 繰越剰余金	0	0	0	
8 繰越剰余金	30,475,044	30,088,350	386,694	
9 繰越剰余金	30,475,044	30,088,350	386,694	
10 繰越剰余金	31,181,246	35,177,057	(3,995,811)	
11 繰越剰余金	0	0	0	
12 繰越剰余金	0	0	0	
13 繰越剰余金	0	0	0	
14 繰越剰余金	0	0	0	
15 繰越剰余金	0	0	0	
16 繰越剰余金	0	0	0	
17 繰越剰余金	0	0	0	
18 繰越剰余金	0	0	0	
19 繰越剰余金	0	0	0	
20 繰越剰余金	0	0	0	
21 繰越剰余金	0	0	0	
22 繰越剰余金	0	0	0	
23 繰越剰余金	0	0	0	
24 繰越剰余金	0	0	0	
25 繰越剰余金	0	0	0	
26 繰越剰余金	0	0	0	
27 繰越剰余金	0	0	0	
28 繰越剰余金	0	0	0	
29 繰越剰余金	0	0	0	
30 繰越剰余金	0	0	0	
31 繰越剰余金	0	0	0	
32 繰越剰余金	0	0	0	
33 繰越剰余金	0	0	0	
34 繰越剰余金	0	0	0	
35 繰越剰余金	0	0	0	
36 繰越剰余金	0	0	0	
37 繰越剰余金	0	0	0	
38 繰越剰余金	0	0	0	
39 繰越剰余金	0	0	0	
40 繰越剰余金	0	0	0	
41 繰越剰余金	0	0	0	
42 繰越剰余金	0	0	0	
43 繰越剰余金	0	0	0	
44 繰越剰余金	0	0	0	
45 繰越剰余金	0	0	0	
46 繰越剰余金	0	0	0	
47 繰越剰余金	0	0	0	
48 繰越剰余金	0	0	0	
49 繰越剰余金	0	0	0	
50 繰越剰余金	0	0	0	
51 繰越剰余金	0	0	0	
52 繰越剰余金	0	0	0	
53 繰越剰余金	0	0	0	
54 繰越剰余金	0	0	0	
55 繰越剰余金	0	0	0	
56 繰越剰余金	0	0	0	
57 繰越剰余金	0	0	0	
58 繰越剰余金	0	0	0	
59 繰越剰余金	0	0	0	
60 繰越剰余金	0	0	0	
61 繰越剰余金	0	0	0	
62 繰越剰余金	0	0	0	
63 繰越剰余金	0	0	0	
64 繰越剰余金	0	0	0	
65 繰越剰余金	0	0	0	
66 繰越剰余金	0	0	0	
67 繰越剰余金	0	0	0	
68 繰越剰余金	0	0	0	
69 繰越剰余金	0	0	0	
70 繰越剰余金	0	0	0	
71 繰越剰余金	0	0	0	
72 繰越剰余金	0	0	0	
73 繰越剰余金	0	0	0	
74 繰越剰余金	0	0	0	
75 繰越剰余金	0	0	0	
76 繰越剰余金	0	0	0	
77 繰越剰余金	0	0	0	
78 繰越剰余金	0	0	0	
79 繰越剰余金	0	0	0	
80 繰越剰余金	0	0	0	
81 繰越剰余金	0	0	0	
82 繰越剰余金	0	0	0	
83 繰越剰余金	0	0	0	
84 繰越剰余金	0	0	0	
85 繰越剰余金	0	0	0	
86 繰越剰余金	0	0	0	
87 繰越剰余金	0	0	0	
88 繰越剰余金	0	0	0	
89 繰越剰余金	0	0	0	
90 繰越剰余金	0	0	0	
91 繰越剰余金	0	0	0	
92 繰越剰余金	0	0	0	
93 繰越剰余金	0	0	0	
94 繰越剰余金	0	0	0	
95 繰越剰余金	0	0	0	
96 繰越剰余金	0	0	0	
97 繰越剰余金	0	0	0	
98 繰越剰余金	0	0	0	
99 繰越剰余金	0	0	0	
100 繰越剰余金	0	0	0	

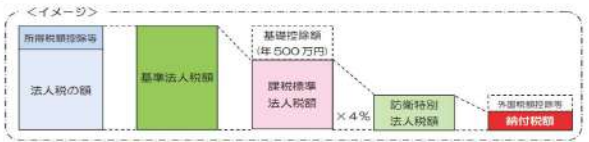
四谷税務署からのお知らせ

防衛特別法人税が創設されました

令和8年4月1日以後に開始する事業年度から、各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、防衛特別法人税の納税義務者となり、**防衛特別法人税確定申告書の提出が必要となります。**

防衛特別法人税の概要

各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、令和8年4月1日以後に開始する各事業年度において、所得税額控除など一定の税額控除を適用しないで計算した**法人税の額から年500万円を控除した金額に4%の税率を乗じて計算した金額を、防衛特別法人税額として申告し、納付することが必要となります。**



- 1 納税義務者**
防衛特別法人税の納税義務者は、各事業年度の所得に対する法人税を課される法人
- 2 課税事業年度**
防衛特別法人税の課税の対象となる事業年度（以下「課税事業年度」といいます。）は、法人の令和8年4月1日以後に開始する各事業年度
- 3 基準法人税額**
防衛特別法人税の基準法人税額は、内国法人の場合、その内国法人の法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定により計算した法人税の額（附帯税の額を除きます。）
- 4 課税標準**
防衛特別法人税の課税標準は、各課税事業年度の課税標準法人税額とされており、内国法人の場合、次の場合の区分に応じそれぞれ次の金額
イ 下記ロ以外の場合……各課税事業年度の基準法人税額から基礎控除額を控除した金額
ロ 各課税事業年度の基準法人税額に特定同族会社の特別税率（留保金課税制度）により加算された金額がある場合……次の金額の合計額
(イ) その課税事業年度の加算前基準法人税額から基礎控除額を控除した金額
(ロ) その課税事業年度の基準法人税額加算額から上記(イ)で控除しきれなかった基礎控除額（基礎控除額）を控除した金額
(1) 基礎控除額は、年500万円
(2) 基礎控除額は、上記の基礎控除額から加算前基準法人税額を控除した金額
- 5 税額の計算**
防衛特別法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額に4%の税率を乗じた金額
- 6 確定申告**
防衛特別法人税確定申告書は、原則として、各課税事業年度終了の日の翌日から2月以内に納税地を所轄する税務署長に提出しなければなりません。
なお、**所得金額が欠損等の理由により基準法人税額が0となる場合や基礎控除額（年500万円）の控除により課税標準法人税額が0となる場合であっても、防衛特別法人税確定申告書を提出する必要があります。**

制度の概要については、国税庁ホームページ「防衛特別法人税が創設されました」をご覧ください。
申告書様式については、国税庁ホームページ「防衛特別法人税の申告書様式」をご覧ください。

令和8年度税制改正による
所得税の基礎控除の引上げ等について

令和8年度税制改正により、所得税の基礎控除の引上げ、給与所得控除の最低保障額の引上げ及び扶養親族等の所得要件の改正等が行われました。
これらの改正は、原則として、令和8年12月1日に施行され、令和8年分以後の所得税について適用されます。このため、令和8年12月に行う年末調整など、令和8年12月以後の源泉徴収事務に変更が生じます（令和8年11月までの源泉徴収事務に変更は生じません。）。

1 基礎控除の引上げ

次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が引き上げられました。

合計所得金額 (令和8・9年分に141万 円未満の場合の収入金額)	基礎控除額（改正された範囲）			
	改正後 令和8・9年分	改正前 令和10年分以後	改正前 令和8年分	改正前 令和9年分以後
122万円以下 (206万円以下)	134万円	99万円	88万円	58万円
132万円超 336万円以下 (206万円超 475万円以下)				
336万円超 489万円以下 (475万円超 665万円以下)				
489万円超 665万円以下 (665万円超 850万円以下)	137万円	62万円	53万円	38万円
665万円超 2,380万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	142万円			

2 給与所得控除の最低保障額の引上げ

給与所得控除の最低保障額が、65万円から74万円に引き上げられました。

3 扶養親族等の所得要件の改正

基礎控除額の引上げに伴い、扶養親族等の所得要件が58万円以下から62万円以下（収入が給与だけの場合の収入金額は123万円以下から136万円以下）に引き上げられました。

(参考) 改正後の配偶者特別控除額及び特定親族特別控除額の表

上記2及び3の改正により、親族等の合計所得金額（収入が給与だけの場合の収入金額）に応じた控除額は、次のようになります。

配偶者又は特定親族の合計所得金額 (令和8・9年分における収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注))	配偶者特別控除額 内親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注))			特定親族 特別控除額
	980万円以下 (1,040万円以下)	980万円超 (1,040万円超 1,140万円以下)	980万円超 (1,140万円超 1,240万円以下)	
42万円超 85万円以下 (136万円超 159万円以下)	38万円	26万円	17万円	63万円
85万円超 99万円以下 (159万円超 184万円以下)				
99万円超 95万円以下 (184万円超 199万円以下)				
95万円超 106万円以下 (199万円超 274万円以下)	30万円	24万円	12万円	51万円
106万円超 165万円以下 (274万円超 379万円以下)	32万円	21万円	11万円	31万円
165万円超 116万円以下 (379万円超 484万円以下)	20万円	18万円	9万円	23万円
116万円超 115万円以下 (484万円超 499万円以下)	21万円	14万円	7万円	11万円
115万円超 120万円以下 (499万円超 504万円以下)	16万円	11万円	6万円	6万円
120万円超 125万円以下 (504万円超 507万円以下)	14万円	8万円	4万円	3万円
125万円超 125万円以下 (507万円超 509万円以下)	0万円	4万円	2万円	0万円
125万円超 130万円以下 (509万円超 514万円以下)	0万円	2万円	1万円	0万円

(注) 上記2の改正書の給与所得控除額に基づいた金額であり、特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

上記のほか、通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額、食費の現物支給に係る所得税の非課税限度額等について改正が行われました。

詳細は、国税庁ホームページ「令和8年4月源泉所得税の改正のあらまし」をご覧ください。